

岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例について

岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年九月十八日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例

岐阜県民生委員定数条例（平成二十六年岐阜県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表大垣市の項中「三六七人」を「三六九人」に改め、同表恵那市の項中「二四四人」を「一四三人」に改め、同表各務原市の項中「二三一人」を「二三〇人」に改め、同表可児市の項中「一八二人」を「一八四人」に改め、同表瑞穂市の項中「八三人」を「八四人」に改め、同表岐南町の項中「五一人」を「五〇人」に改め、同表輪之内町の項中「二二人」を「二四人」に改め、同表北方町の項中「三三人」を「三七人」に改め、同表白川村の項中「一〇人」を「九人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

提 案 説 明

民生委員の定数を変更するため、この条例を定めようとする。

